

# 岐阜県公報

令 和 七 年 二 月 二 十 八 日

( 金曜日 )

目 次  
告 示

主要農作物の奨励品種に関する告示の一部改正

道路の区域変更

道路の供用開始

各務原都市計画学校事業の認可

都市計画下水道事業の変更認可（公共下水道）

公示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定  
令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

( 農 地 整 備 課 ) 七 一  
( 道 路 維 持 課 ) 七 一  
( 同 ) 七 一  
( 都 市 政 策 課 ) 七 一  
( 下 水 道 課 ) 七 一  
( 建 築 指 導 課 ) 七 三

岐阜県告示第八十二号

主要農作物の奨励品種に関する告示（平成三十年岐阜県告示第一百十一号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年二月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

「の表六条大麦の項中「さやかぜ及び」を削り、「ファイバースノウ」の下に「及びカシマゴール」を加える。

岐阜県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、令和七年二月二十八日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

| 県道            | 類の道種路       | 路線名 | 区間 |
|---------------|-------------|-----|----|
| 朝御岳山線         |             |     |    |
| 岩下市高根町日和地先字地幕 |             |     |    |
| 前             | 別前変区後更域     |     |    |
| 八・七<br>二・九    | ル(メートル)敷地の幅 |     |    |
| 三・〇           | ル(メートル)延長   |     |    |
|               | 備考          |     |    |

## 一 施行者の名称

令和七年一月十八日

岐阜県知事 江崎禎英

| 県道                                | 類の道種路             |
|-----------------------------------|-------------------|
| 大谷根<br>野汲尾<br>線                   | 路線名               |
| 下同<br>一<br>郡同<br>九番地<br>町同<br>先まで | 区間                |
| 牧揖斐郡揖斐川町谷汲高科字下<br>六六番一八地先から       | ルメート延長            |
| 字宮                                | 供用開始の期日           |
| 三五二                               | 示変決か年更定区域の月の日告はの考 |
| 七・令和<br>三・六                       | 備                 |
| 元令和<br>八・六                        |                   |

**道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。**

令和七年二月二十八日

岐阜県知事 江崎禎英

## 二 各務原市 都市計画事業の種類及び名称

二十四号 川島小学校・川島中学校  
事業施行期間  
令和七年一月二十八日から  
令和八年三月三十一日まで  
事業地

岐阜県各務原市那加手力町、那加山後町3丁目、那加石山町1丁目、  
那加甥田町、那加雲雀町、那加新加納外六ヶ所大字入会地字石橋、那加  
東亞町、那加前洞新町2丁目、尾崎南町3丁目、大佐野町1丁目、鵜沼  
各務原町2丁目、新鵜沼台4丁目、鵜沼台7丁目、緑苑北1丁目及び3  
丁目、鵜沼字東洞、蘇原野口町1丁目及び2丁目、各務西町4丁目、各  
務山の前町1丁目並びに川島河田町字河田、字山神及び字西光坊 地内

岐阜県告示第八十六号

**都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画**

下水道事業の変更を認可したので、同条第一項の規定において準用する同法第六十二条  
第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年二月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 施行者の名称

北方町

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 北方町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年十一月九日から

令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、  
次 の 地 区 に 係 る 県 営 土 地 改 良 事 業 の 緊 急 防 灾 工 事 計 画 を 定 め た の で、 同 条 第 四 項 に お い  
て 準 用 す る 同 法 第 八 十 七 条 第 五 項 の 规 定 に よ り 公 示 し、 当 該 緊 急 防 灾 工 事 計 画 書 の 写 し  
を 次 の と おり 縦 覧 に 供 す る。

令和七年二月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

| 新 谷 池 地 区             | 施 行 に 係 る 地 区 名 |
|-----------------------|-----------------|
| 美 濃 加 茂 市 役 所         | 縦 覧 场 所         |
| 同 和 七 年 二 月 二 十 八 か ら | 縦 覧 期 间         |

令和七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百一号）第十三条の規定により、令和七年二級建築  
士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則（昭  
和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。  
なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜  
県指定試験機関である公益財團法人建築技術教育普及センターが行います。

令和七年二月二十八日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 期 日 及 び 時 間

1 一級建築士試験

学 科 の 試 験

設 計 製 図 の 試 験

木 造 建 築 士 試 験

學 科 的 試 験

設 計 製 図 的 試 験

木 造 建 築 士 試 験

學 科 的 試 験

設 計 製 図 的 試 験

木 造 建 築 士 試 験

學 科 的 試 験

設 計 製 図 的 試 験

木 造 建 築 士 試 験

學 科 的 試 験

設 計 製 図 的 試 験

木 造 建 築 士 試 験

學 科 的 試 験

設 計 製 図 的 試 験

木 造 建 築 士 試 験

2

木 造 建 築 士 試 験

各務原市テクノプラザ第一別  
第一別

各務原市テクノプラザ第一別  
第一別

各務原市テクノプラザ第一別  
第一別

各務原市テクノプラザ第一別  
第一別

2

## 学科の試験

各務原市テクノプラザ 一一 テクノプラザのりべくつ支援センター 第一別

## 設計製図の試験

各務原市テクノプラザ 一一 テクノプラザのりべくつ支援センター 第一別

## 館

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話番号〇五〇三六四五八四二一）に連絡ください。

3 1)の試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部（電話番号〇五一二六一六八一六）又は公益社団法人岐阜県建築士会（電話番号〇五八一一五九三六一）にお問い合わせください。

## 三 受験申込手続

## 1 インターネットによる受験申込み

## (一) 受験申込受付期間及び受付時間

令和七年四月一日（火）から同月十四日（月）まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

## (二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込みください。

## 2 インターネット以外による受験申込み

インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合は、別途受付方法の案内がありますので、令和七年四月七日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話番号〇五〇三六四五八四二一）までお問い合わせください。

## 四 学科試験の免除

令和三年以降に実施した一級建築士試験又は木造建築士試験において学科の試験に合格した者の方、合格年から令和六年までの設計製図の試験の受験回数が一回以内の者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

## 五 合格者の発表

令和七年十一月一日（火）の予定

なお、学科の試験の結果については、令和七年八月二十五日（月）に発表の予定

## 六 その他

1 設計製図の試験の課題は、一級建築士試験にあつては令和七年六月十八日（水）頃から、木造建築士試験にあつては同月二十五日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センター のホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表します。